

潮来市男女共同参画基本条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 25 日

潮来市長

潮来市条例第 6 号

潮来市男女共同参画基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 市が行う基本的施策（第 9 条～第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条）

第 4 章 補則（第 21 条）

付則

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、国際社会の取組みと連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択に影響を及ぼす慣行や制度などが根強く残っている。

国の男女共同参画社会基本法は、急速な少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、高度情報化、国際化等の環境の変化から、男女のあり方や価値観が多様化するなか、それぞれの生き方を認め合う、真の男女平等の実現を目指している。

潮来市では、平成 11 年 12 月に「男女が共に共生し、人権を尊重し合い、豊かで多様性のある地域社会」の実現をめざし、「男女共同参画都市宣言」が議会で採択された。以来、さまざまな取組を行ってきたが、尚一層の取組が求められている。

潮来市が今後も活力ある地域の発展と、次の時代に生きる子供たちのために、男女にとられずお互いの個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野に男女が共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会の形成が重要となっている。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民、事業者が一体となって取り組むことを決意し、本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策の基本となる事項を定めることによって、男女共同参画に関する活動及び施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定められるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の平等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべての者をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女共同参画に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女の格差が生じていると認められている部分について積極的に機会

を提供することをいう。

- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり，男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ，若しくは不快にさせる性的な言動及び性別の違いによる社会的な慣行によって，強要され不利益を被ることをいう。

(基本理念)

第3条 市，市民，事業者は，次の各号に掲げる事項を基本理念として，男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重される社会
- (2) 社会制度又は慣行が性別による固定的役割分担などによって、社会における活動の自由な選択に対して、差別的影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として，社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護をはじめとする家庭生活における活動及び社会生活における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られなければならない。

(実現すべき姿)

第4条 市，市民，事業者は，次の各号に掲げる事項を男女共同参画社会の実現すべき姿とし，この達成に努めるものとする。

- (1) 実現すべき家庭の姿
 - ア 家族のだれもが「男だから」，「女だから」といったジェンダーにとらわれることなく，それぞれの個性を尊重し，多様な生き方を選択できる家庭
 - イ 家族のだれもが，家事・育児・介護等に関わり協力しあう家庭
- (2) 実現すべき学校の姿
 - ア 男女共同参画が促進されるよう，児童，生徒及び教職員並びに保護者がジェンダーにとらわれることなく，それぞれの個性や人権を尊重し大切に作る学校
 - イ 児童，生徒及び教職員並びに保護者に対して，男女共同参画について理解され遂行されるよう，学習する機会が等しく享受される学校
- (3) 実現すべき地域の姿
 - ア 男女共同参画の形成を阻害する慣習やしきたりなどを克服し，男女の人権が尊重され，差別なく平等に諸活動に参加し，男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され，意思決定がされる地域
 - イ すべての男女が，男女共同参画社会について生涯にわたり学習する機会が等しく享受される地域
- (4) 実現すべき職場の姿
 - ア 個人の意欲，能力，個性等が合理的かつ適切に評価され，性別を理由とする差別がない職場
 - イ 男女が等しく，育児又は介護等のために時間及び休業を取得でき，仕事と家庭が両立できる職場
 - ウ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し，地域活動・ボランティア活動に参加しやすい職場
 - エ 妊娠，出産期等女性の年代に応じた適切な健康管理が行われる職場
 - オ セクシュアル・ハラスメントのない，安心して働ける環境が保障される職場
 - カ 農業，商業等の自営業において，女性の労働が正当に評価される職場

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 何人も，性別を理由とする権利侵害及び差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も，職場，学校，地域，家庭等の場においてセクシュアル・ハラスメントを行っ

てはならない。

- 3 何人も、配偶者等に対して、個人の尊厳を踏みにじる精神的及び身体的な苦痛を与える言動や、暴力又は虐待を行ってはならない。
- 4 何人も、公衆に表示するすべての情報において、固定的な性別役割分担及び性的な暴力を助長し、又は連想させる表現は行ってはならない。

(市の責務)

第6条 市は、男女共同参画社会の形成促進を市の主要な方針として位置づけ、必要な体制を整備するとともに、男女共同参画を推進しうる施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、市民や事業者の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は男女共同参画社会に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

- 2 市民は、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行に配慮し、男女の人権をお互いに尊重するよう努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女共同参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、男女が仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

第2章 市が行う基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画を推進するための基本計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定又は変更にあたっては、第20条に規定する潮来市男女共同参画審議会(以下この項目及び次条第2項において「審議会」という。)の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、すみやかに公表しなければならない。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年、市の男女共同参画を推進しうる施策(積極的格差是正措置を含む。)の実施状況等について公表するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する施策の実施状況を審議会に報告するものとする。
- 3 市長は、毎年、第1項に規定する施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第11条 市及び関連する団体は、男女共同参画の推進のため、市及び関連する団体の人事管理及び組織運営において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(市の附属機関等における積極的格差是正措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進のため、市の附属機関等の委員の任命又は委嘱にあたり、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(学習、広報啓発活動)

第13条 市は、男女共同参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう広報、講座その他の啓発学習促進等を積極的に努めるものとする。

- 2 市は、市民の意識向上を図るため、男女共同参画推進週間を設けるものとする。

(情報収集)

第14条 市は、男女共同参画に関する情報を収集し、市民及び事業者に公表し、又は提供しよう努める。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

(市民又は事業者との連携及び協働並びに支援)

第15条 市は、市民又は事業者と連携及び協働しながら、男女共同参画を推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰事業)

第16条 市は、特に男女共同参画社会に寄与した事業者の表彰を行うものとする。

(国及び他の自治体との連携及び協力)

第17条 市は、男女共同参画に関する施策について、国及び他の自治体と連携及び協力し実施するものとする。

(苦情処理)

第18条 市民は、男女共同参画社会の形成促進を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

(推進体制)

第19条 市は、第9条から前条までに定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第20条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、潮来市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画に関する施策の実施状況や、市民及び事業者の意見苦情等の情報収集又は啓発活動等の現状の把握に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、市長に建議することができる。

3 審議会は市長が委嘱する15人以内をもって組織する。この場合において、男女それぞれの委員の数は、委員定数の2分の1を原則とする。

4 委員は、市民、事業者又は学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民の委員の一部は、公募するものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 補 則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。